

監 第647-003-1号
平成22年10月15日

県土整備部内所属長
土木事務所長
関係機関の長
} 様

県土整備部 監理課
建設政策室長 倉嶋 敬明

砕石骨材（クラッシュラン：C-40及びC-100）にクラッシュラン
鉄鋼スラグ（CS-40）をブレンドした骨材の取扱いについて（通知）

本県では、再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることを目的とした「再生資源の利用に関する実施要領」及び「建設副産物から生産した再生材の使用に関する仕様書」を定め運用しているところであり、工事目的物に要求される品質等をし考慮したうえで、原則として再生骨材を利用することとなっております。

近年、中毛地区及び北毛地区において砕石骨材（クラッシュラン：C-40及びC-100）に電気炉クラッシュラン鉄鋼スラグ（CS-40）をブレンドした骨材が流通しており、国、県、市町村が発注する公共工事での使用実績も多数あるとの報告を受けております。鉄鋼スラグの使用も再生資源の有効活用に繋がることから、下記のとおり取扱いを定めます。

なお、土木事務所におかれましては、管内市町村への参考送付をあわせてお願いいたします。

記

1. 砕石骨材（クラッシュラン）にクラッシュラン鉄鋼スラグをブレンドした骨材は、積算基準（地区単価）、出来高管理基準、品質管理基準を再生骨材と原則同様に取扱う。
 - ① 構造物の基礎工及び裏込材：C-100とCS-40のブレンドした骨材はRC-100と同様に取扱う。
 - ② 車道用下層路盤工：C-40とCS-40のブレンドした骨材はRC-40と同様に取扱う。
 - ③ 当初設計では構造物の基礎工及び裏込材（RC-100）、車道用下層路盤工（RC-40）で積算し、工事請負業者が実施工でブレンド材を使用した場合にも変更設計の対象としない。
 - ④ 路床工、路面敷砂利には使用しない。

2. CS-40がブレンドされていることから、ブレンドされる前のCS-40について下記の膨張性試験結果①を提出させる。(鉄鋼メーカーの試験成績表での代用も可とする。)

①品質管理基準及び規格値(ブレンドされる前のCS-40、使用1ヶ月以内)

下層路盤工: 鉄鋼スラグの水浸(蒸気)膨張性試験1.5%以下

(道路用スラグの呈色判定試験は電気炉スラグの場合は必要無し)

また、環境基準への適合性については鉄鋼スラグに残留のおそれのある5品目についてブレンドした後の下記の②溶出・含有試験結果を提出させる。(骨材プラントの試験成績表での代用も可とする。)

②環境基準への適合性

5品目 成分名	基準値	
	溶出量(mg/l) ^{注1}	含有量(mg/kg) ^{注2}
六価クロム化合物	≤ 0.05	≤ 250
セレン及びその化合物	≤ 0.01	≤ 150
鉛及びその化合物	≤ 0.01	≤ 150
ふっ素及びその化合物	≤ 0.8	≤ 4,000
ほう素及びその化合物	≤ 1	≤ 4,000

注1: 土壌の汚染に係る環境基準と同等。

試験方法はJIS K 0058-1による。

1. に記載した構造物の基礎工、裏込材及び車道用下層路盤工は周辺土壌と区分する。

注2: 土壌汚染対策法に基づく指定地域の指定に係る基準と同等。

試験方法はJIS K 0058-2による。